

28長寿第53897号  
平成28年10月21日

各居宅介護支援事業所管理者 様  
(高松市に所在する事業所を除く。)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

平成27年度介護報酬改定に伴う  
居宅介護支援費に係る特定事業所加算の算定要件について

標記の件について、平成27年度介護報酬改定に伴い、居宅介護支援費に係る特定事業所加算の算定要件に諸般の改正がなされたところですが、その一つとして、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれの算定要件にも、「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。」という要件が追加され、当該規定は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成28年11月22日）から適用されることになっています。

現在、特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している事業所及び今後当該加算を算定する事業所は、平成28年11月22日以降、当該要件を満たす必要がありますので、当該要件に係る取扱いを下記のとおりとし、周知します。

## 記

### 1. 要件

「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。」に該当する場合は、原則として、「香川県介護支援専門員実務研修における実習実施要項」に定める実習受入事業所の登録を受けている場合又は登録を受ける予定である場合とします。

### 2. 加算届

平成28年10月時点で既に特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを算定している事業所については、上記の実習受入事業所の登録の有無を県で確認しますので、再度の届出は不要です。

平成28年11月1日以降に新規で当該加算を算定する事業所については、他の挙証資料と併せて、原則として、実習受入事業所の登録申請を行う旨を記載したもの（任

意様式) を加算届に添付してください。

### 3. 提出先

○特定事業所加算に係る届出

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

○実習受入事業所登録に係る届出

香川県健康福祉部長寿社会対策課 介護人材グループ

長寿社会対策課在宅サービスグループ

担当 包末

電話 087-832-3269 FAX 087-806-0206